

## 令和4年度 環境配慮契約法建築物専門委員会（第3回）

### 議事録

出席委員：赤司委員、時田委員、成田委員、原委員、堀口委員、前川委員、宮田委員、  
百田委員、野城委員（座長） （五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和4年10月31日（月）10時00分～12時00分

2. 場 所 Web会議及びインテージ秋葉原ビル12階会議室

事務局：本日はお忙しいところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和4年度第3回環境配慮契約法基本方針検討会建築物専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。また、本専門員会は、環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により原則公開となっており、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長の波戸本よりご挨拶を申し上げます。

波戸本課長：環境経済課長の波戸本でございます。よろしくお願いいたします。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、本年度第3回目の環境配慮契約法基本方針検討会建築物専門委員会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。第1回、第2回の専門委員会では、非常に熱心なご議論をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。ご意見を踏まえまして、新築建築物のZEB化、再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネ対策等を実現し、設計、維持管理、改修の各契約類型が効果的に連携できるよう、今回の事務局案を作成させていただきました。建築物における二酸化炭素排出の低減につながるよう、ご議論いただければと存じます。国の率先行動はこれまで以上に求められておりまして、その実行手段でございます環境配慮契約法の重要性を増しているものと感じております。2050年のカーボンニュートラル、2030年の46%目標、これは野心的なものであり、簡単なものではございません。環境配慮契約法、特に二酸化炭素の排出に影響の大きい建築物に係る契約について、関係計画とともに連携しまして、しっかりと役割を果たして貢献できるよう、取り組みを進めて参りたいと考えております。この専門委員会につきましては、本日を含め3回の本年度の検討結果を11月4日開催予定の基本方針検討会で報告させていただきたいと思っております。みなさまの忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。以上でございます。

事務局：（Web会議システムについて説明：省略）

事務局：以降の議事進行を野城座長にお願いいたします。

野城座長：おはようございます。波戸本課長からお話がありましたように、この専門委員会といたしましては、第3回で本年度最後になります。今日のお話を取りまとめて、この上の検討会上げていくことになります。私事を含めて申し上げますと、今の大学を退職するという事で、研究室を片付けしてましたら、2003年頃の愛知万博の政府間の設計検討資料を見まして、20年経っても、そんなに時代遅れではない検討をしていたなと思いますし、その直後に環境配慮契約法もできたなと思っております。そういう意味では、この環境配慮契約法というのは世の中を引っ張ってきた側面があるのですけれども、やはり20年の間に世界も民間もすごいスピードで進んで、背中を見始めているかなという焦りがございますので、できるだけ今日の議論をみなさんと進めながら、できるだけ世の中の先頭の方に立っていけるように協力させていただきたいと思っております。前回議論させていただいて、たくさんのことが課題としてあるのですけれども、今ご案内があった日程がございますので、事務局の方で整理していただきまして、今年、上の委員会に上げて、早速来年度から実施して行こうという事柄と、もう少し腰を据えて来年も引き続き検討して、その上で再来年度以降に実施するという項目を、事務局の方で分けてくださっておりますので、今日は2時間という限られた時間でございますけれども、特に来年の4月には実施に持ち込んでいこうといった項目について、特に優先して審議させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは事務局より本日の議事予定と資料の確認をお願いしたいと思います。

前川委員：その前に一言申し上げたいことがあります。事務局を担っておりますインテージ株式会社によります議事録の改ざんの企てがありました。さらに本日の議論についての口封じを試みようというような話もありました。私としては、こういう重要な会議について改ざんするような会社に事務局を担わせることが妥当であるのかどうか。今日の議論ではないかと思っておりますけれども、環境省のコンプライアンス相談窓口であります大臣官房総合政策課に相談したいというふうに思っております。きっかけは前回の時田委員によるESCOに関する発言でありまして、今回反論してくださいというお話がありました。その部分を、時田委員が議論をしたくないというメールを送られたことに基づいて、議事録を改ざんしたということでありまして、非常にこれはあってはならないことだと思います。ただこれは今日の議論ではないと思っておりますので、これはここで留めたいと思っております。以上です。

環境省：改ざんと言うと否定させていただきたいと思うのですけれども・・・

前川委員：あれは改ざんです。

環境省：議事録につきましては、参加いただきました委員のみなさまにご確認いただいた上で公表をさせていただいているところでございます。今回議事録の確認をしていた際に、時田委員のご発言について事実誤認等の部分もございましたので、議

事録からこちらを削除することについていかがかということで、委員のみなさま方にも修正版を照会させていただいたところでございます。その際に、インテグリティサーチの方でそれを主導したというわけではなくて、環境省の方で確認をした上で、委員のみなさまからのご意見をいただきましたので、それを基に削除の内容について共有をさせていただいたということでございます。議事録の中を改ざんするという目的ではなく、委員のみなさまのご意見をいただいた上で、公開する議事録の最終版を確定させたいということで、意見の照会をさせていただいたところございまして、当然前川委員から反対の意見があったということも我々は把握して、それを踏まえて最終的な公開する議事録についてはこれからも調整の方をさせていただきたいと考えているところでございます。

前川委員：納得できませんので、しかるべき窓口で相談します。以上です。時間がないから、議事にいきましょう。

環境省：議事録に関して、お手間を取らせて申し訳ありません。

野城座長：基本的には、各省が主催する委員会については議事録は原則公開するようにはしておりますが、田中補佐からございましたように、どの官庁も議事録の確認ということはされていて、それについて修正をしていることは事実です。例えば、話し言葉で読むに耐えないものを、趣旨を変えないで表現を読みやすいものにするということは日常的に行われているところでありますし・・

前川委員：今回はそのレベルをはるかに超えております。

野城座長：そういう手続きをするということは特に異常なことではないということだけは申し上げておきたいと思います。範囲がどうかということについては、今日は議事が複数ございますので、恐縮ですが別途議論いただくことにいたしまして。

前川委員：よろしくをお願いします。

野城座長：それでは、本日の議事予定と資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ◇本日の議事予定

事務局：本日の会議は、12時までの2時間を予定しております。

#### ◇配布資料の確認

事務局：資料につきましては、28日に事前に送付させていただいております。お送りしました本日の議事次第に、本日の資料一覧を記載してございます。

#### 配 布 資 料

- 資料1 令和4年度環境配慮契約法基本方針検討会建築物専門委員会委員名簿
- 資料2 建築物に係る契約に関する考え方について（案）  
—建築物専門委員会とりまとめ—
- 資料3 建築物に係る契約に関する基本的事項（案）

- 資料4 建築物に係る契約に関する基本方針解説資料の構成（案）  
資料5 令和4年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）  
参考資料1 建築物に係る契約に関する参考資料  
（委員限り 前川委員提出資料）

### 3. 議 事

野城座長：それでは議事に入らせていただきたいと思います。みなさんのお手元に議事次第がございますけれども、議事次第がございますように、本日の議題というのは4項目あり、（1）建築物に係る契約の考え方について、（2）建築物に係る契約に関する基本的事項について、（3）検討スケジュールについて、（4）その他、でございます。まず、（1）、（2）の議題につきましては関連いたしますので、本年度の検討事項のとりまとめ及び基本方針の改定案については、資料2と資料3、必要に応じては参考資料について、まとめて事務局よりご説明いただきたいと思います。その後、みなさまからご質問、ご意見をいただきたいと思います。ただし、先ほど申し上げましたように議題が満載でございますので、資料2については前回の改定版でございますので、事務局の方をお願いしたいのは、特に変わったところを中心にご説明いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

環境省：（資料2、資料3、参考資料1説明：省略）

野城座長：資料2と資料3をご説明いただきましたので、みなさまからご意見、ご質問をいただいきたいと思います。スライド2に大きく2つの項目が挙げられております。建築物に係る契約に関する契約類型別の対応の方法と、各契約の連携による相乗効果の発揮について、ご意見を伺いたいと思います。確認になるかもしれませんが、建築物に係る契約の契約類型の対応の方向について、これはプロジェクトの流れからいきますと、設計があつて、維持管理があつて、改修があつて、今のご説明もそういったことでされておりますので、これは混ぜるとややこしくなりますから、まず設計について、次に維持管理について、続けて改修についてということで、確認をしていきたいと思います。まずは設計でございますけれども、設計はさらに各論としては、ひとつは2008年か2009年くらいにこのルールを引いた時に行っていた、環境配慮契約のさらなる実施率をどうするかということ、それからテーマですね。環境配慮型プロポーザルでどういうテーマで募集するかということについて、それから官庁施設整備に適用する基準類の見直し内容の反映ということがございます。これについて、ご自由にご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。私の方で意見を申しますと、3つに絡んでくるのですが、先ほど事務局からも、プロポーザルの対象にならない物件が6、7割あると説明がありました。それについて調査するというご説明でございましたけれども、調査を

してなぜ行わないかというような対話をするのはお互いに不毛なことになるので、むしろプロポーザルになるほど大きな物件ではないと思うのですが、その中でここに書いてあるような、ZEBにしても、そういった要求事項は仮にプロポーザルでなくても入っているべきかなと思います。プロポーザル以外でもさっと使えるようなものがあるといいかなと思いますので、その辺のニーズや実態をお調べになったらどうでしょうか。他にいかがでございましょうか。

赤司委員：スライド4の最後の「対象施設の特性を踏まえた」という部分ですが、ここの技術提案というのはどういうところまでを含んでいるのでしょうか。実際にプロポーザルを実施した時に、この技術提案に応える企業がどこまで考えられるのか、というところがやや心配で、実態としてはどのような状況なのでしょう。例えば設計でZEB Orientedになっていることだけを示せばいいということだと、後ほどの維持管理やライフサイクルの話と切れてしまう可能性があります。そうならないような設計の提案が必要だと思いますが、そういうことをどうプロポーザルの要件に盛り込むのか、私にはよくわかっていませんのでご教示いただければと思います。

野城座長：今、先生のご意見が2つありました。ZEBと言っても、全国津々浦々それをこなせる事務所がどれくらいあるのか、空念仏にならないようにするためにはどうしたらいいか。それと、意外と引き渡しした時に計測する仕組みをインストールしていないと、後付けはけっこうきついですよね。やはり設計段階で計測する仕組みを入れることがある程度必要ではないか。引き渡しっぱなしではなくて。

赤司委員：そういう状態で引き渡しされたら、それが問題だとわかっている人はそんなにいませんし、後ほど気付いて追加で計測しようとしてもそれはやはり難しいのではないかと思います。

野城座長：後の維持管理の方で、こういう所に計測器を付けるといいというガイドラインがございましたよね。あれを設計の時にも参考情報として入れていただいて、付けてくださいというのがあると、作りっぱなしではなくて、後からフィードバックして実行性を出していけるということでしょうかね。

赤司委員：はい。

宮田委員：プロポーザルではZEB Orientedとあるのですが、それをきちんと維持していくということが脱炭素に向けての一番大事なことで、そこでチューニングがあったりとかいろいろながあって、見直していくと、つながっていきますので、ZEBを作るというだけではなくて、維持管理の内容についても少し提案の中に入れた方が良さそうですね。

野城座長：維持管理の方で説明があったのは、設備の系統図というか配線なども、後付けだと後から入ってきた人がそれを解きほぐしながら計測器を置いていくよりは、新築の設計の時に、ここに流量計を置きなさいということをポツンポツンと置いていっ

た方がはるかに簡単にいくということですよ。

赤司委員：ESCO においても、これまでの運用でどれだけのエネルギーが使われているのか、どのような環境が実現しているのか、ということ踏まえた上で提案することも多いと思いますので、運用段階で計測や分析ができるような設計にしておくというのは非常に大事なことだと思います。

野城座長：高い目標だけではなくて、その目標ができていくかどうかを検証するような。10年前は計測器が高かったのですけれども、今は後付けで置くための人件費の方が高くなってしまいますので、新築の時にそこに置いていただければどうにでもなると思いますので。先生方のご認識はそういうふうに申し上げてもよろしいですかね。基本方針の中にそこまで入れるかどうかはともかく、確実に実施段階では、新築のプロポーザル対象になるところでは流量計が置かれていくようにする、たすきがつながっていくように工夫いただけますか。

環境省：プロポーザルを行うような大規模な新築設計に関しては、エネルギー計測の機器というのは、官庁営繕が整備しているところでも反映されているところがございます。当然ながらその推奨というところ、官庁営繕が発注しないようなところで、専門家を活用する場合にも、各発注機関で配慮すべき、そういった計測機器の導入であるといったものは、基本方針は理念的なものを書いておりますので、解説資料の中で細かい実用的な文言を反映させていきたいと考えているところがございます。ありがとうございます。また、設計の段階で ZEB Oriented に向けた仕様というのは、官庁営繕の ZEB Oriented に向けた改正基準を踏まえた上で、契約仕様として示されるところがございます。ただ、その仕様が示されたからといって、適切な運用がなされなければ ZEB Oriented が実現できないというところがございますので、そういったことも踏まえて、運転指針等の作成を推奨するとか、そういった内容もお示ししたいと考えているところがございます。基本方針の中にそういった細かい技術的なところまで盛り込むと、ちょっと細かくなりすぎますので、そういったものは解説資料の中で反映させられればと考えております。

百田委員：資料 3 の 2 ページ、「①建築物の設計に係る契約」において「建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として、設計成果に求める環境保全性能を契約図書に明記するものとする。」とありますが、これがコミッションングで言う OPR にあたる部分になるのだと思います。今回コミッションングという言葉は入っていませんが、おそらく OPR にあたるものなので、ここに計測に関する一言が本来ならばあっていいのかなと思いました。性能だけではなくて、今の議論の中で、計測していかないと維持管理ができないというところなので、トップのこの辺にそういうものも少しあっていいのかなと思います。

野城座長：「設計業務を発注する場合は、原則として、設計成果に求める環境保全性能を」となっているのですけれども、「環境保全性能“とその計測方法”を」と、その単語

が入っているだけでも違うということですよ。

百田委員：そう思います。

環境省：設計に係る契約というところでご指摘いただいたところがございますけれども、その上の段階の建築物に関する契約という大まかな内容のところ、「建築物の企画・設計段階から維持管理の運用段階、さらには建築物の改修段階に至るまでのライフサイクル全般において、建築物の脱炭素化を図るため、エネルギー消費量等のデータ計測・分析等を介した各段階における対策・取組等の効果的な連携について、専門家等の活用を含め、検討するものとする。」というふうに書いておきまして、これは当然ながら設計の段階での機器の設置というものも含まれるということですが、設計段階のところでも明記するというのでしょうか。

野城座長：確かにそう読めるのですが、冗長になっても、そこでもう一度書いた方が。意図としては読めるのですが、もう少しシンプルに明確に書いた方がいいと思います。そこに単語を入れたいただいた方が、より実直に進むかと思います。

宮田委員：設計に係る契約の中で、長寿命化に関してのコメントはどこかに入っているのでしょうか。ライフサイクルを延ばすということで、耐用年数 50 年を 100 年に延ばせば、30%、40%の脱炭素が実現できるんですね。国としては建物を長く使うという長寿命ということは設計の段階でも入れていただくことは大事な観点になるのではないかと思います。そこに関しては何かコメントは入れられているのでしょうか。

環境省：長寿命化というところは建築の設計にとって重要な考え方だと考えております。官庁営繕等の基準においても、長寿命化を念頭に置いた基準等々が設定をされていると考えております。ただし、現状、環境配慮契約法の中で長寿命化だけを特出ししての書きぶりはありません。

野城座長：環境保全性能というのはグリーンハウスガスを出している量だけでいくのか。宮田委員がおっしゃったような、設計上の目標耐用年数みたいなものを。その辺の整理ですよ。環境保全性能の範囲をどう見るか。

環境省：解説資料で引用させていただいております、官庁施設の環境保全性基準、この中の環境性能に関する考え方といたしまして、長寿命というものも反映はされているところがございます。現状の基準の中で長寿命という考え方を踏まえた上での官庁施設の基準というのが定められておりますので、基本的にはその基準に則った整備を行うということで、長寿命化に関する取組も反映ができていられるところがございます。

野城座長：私が申し上げた環境保全性能というものは営繕の基準の中にあって、その中に長寿命化も含まれているということなんですね。

前川委員：この記述では長寿命とは読めませんよ。

野城座長：一般の人が、いろいろな人が読むとすれば。

宮田委員：これは入れた方がいいと思います。100年建築とか、そういう長寿命を目指す国が言うことが重要です。国の建物は性能も高いし、いいものを作っていくという中で、その建物が短いサイクルでスクラップアンドビルドされていくということになると、やはり問題が出る可能性もあるので。その更新性を踏まえた設計ですと、おそらくプログラムが変わるのではないかと考えているので、拡大縮小を踏まえた、いろいろな考え方があって、そういうものも100年を耐えられる建築とは何かということで、それは環境配慮にもつながっていくはずだと思いますので、ぜひ何かコメントを入れていただけると。

環境省：承知いたしました。基準の中で、その考え方は踏まえられているところではございますけれども、環境配慮契約法の基本方針の中でも長寿命といった考え方を明示的に記載するというので検討させていただきます。ありがとうございます。

野城座長：先ほど始まる前の雑談で、環境省の建物が郵政省の旧本庁に行かれると。新築をすると、ZEBと言いながら、建物が出来上がるまでに、グリーンハウスガスの排出量が1,200kg/m<sup>2</sup>から1,300kg/m<sup>2</sup>になってしまうんですね。それでZEBにしたとしても元を取るのに30年、40年かかってしまうので、そうすると、旧郵政省はZEBではないかもしれないけれども、その分がないという部分では、徹底的にできる範囲で省エネした方が、宮田委員がおっしゃるように、実はトータルで、ライフサイクルベースで見ると大変な貢献をされていることになりまして、おそらく全国の人たちはZEBがいいのだということなのですけれども、ZEBにするために新築の建物でグリーンハウスガスを出すという矛盾したことをやってしまうよりは、今あるものをそこその性能にするという手もあるという選択肢をしっかりと残すためには、ぜひこの文言の中に長寿命化ということを入れ、解説にもそのようなことを書いていただいて、ZEBも含めて新築にはそれなりのエンボディドエナジーがかかってしまうので、もうひとつの方法としては、既存の建物をできるだけ省エネ改修で使うといったやり方があるのだということ強調していただけるといいのではないかと思います。

時田委員：青森県庁舎が、コンクリート強度が弱くなっているので減築し、断熱を強化したという事例もあります。長寿命の視点があって、そういう判断をされたと思います。

野城座長：環境配慮プロポーザルの方法も、ZEBでというよりは、実情に合わせて様々な解き方があると思いますので、そういうものを残す意味でも、長寿命化という単語が①の中のどこかに入ってくるように工夫をいただけるとありがたいと思いますけれども。

環境省：承知しました。ありがとうございます。

野城座長：他に設計についてはいかがでございましょうか。では、①の基本方針については2つですね。ひとつは、環境保全性能の測り方を設計図書に示しなさいということで、性能だけではなくて、性能の測り方、測る方法も設計図書に示すという意味で



の文言を入れていただく。もうひとつは、長寿命化という単語をどこかに入れていただくということで、お願いいたします。それでは続いて「②建築物の維持管理に係る契約」ということをございます。これについて、いかがでございましょう。大きなところは、複数年契約のあたりでしょうか。計測する業務を、基本方針レベルでしっかり入れたというところが、この議論を踏まえたところだと思いますが、いかがでしょうか。

堀口委員：維持管理にこの 2 項目を新たに追加していただくということで、これまでの議論を踏まえて、大変けっこうなことだと思っております。細かいところなのですが、「建築物の維持管理に係る契約に当たっては、可能な限りエネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする。また、運用実績データを改修計画の検討に活用するものとする。」と書かれているのですが、やはりこれまでの議論を踏まえますと、この事業、それぞれの 3 分野を含めて連携しながら、徹底的に削減を目指していくという方向です。国が出す文章ですから、慎重を期した文書だというのはわかるのですが、「可能な限り」とあるのですが、すべての立場で、ここに書かれております計測、分析、結果ですね、そういった改善を求めるということなので、この文面が少し弱いような気がいたします。それからもう 1 点は、③はこの後ありますけれども、新たに ESCO に関していろいろな記載がある。その書き方なのですが、ESCO の方はそれだけかどうかと思うのですが、それに比較して、維持管理の部分が、「検討を行う」であるとか、「検討に活用する」とか、少しニュアンスも微妙なものを受けます。何々を設定するとか、そういった選択をするものとするとか、もう少し明確な表現をしていただけないだろうか。私もエコチューニングがすべてだとは思っていません、ただ、そういった施策をやるということで数年かけて進めてきました。環境省も進めておりますので、そういったものを活用しながらやっていくという意味をこの中に表していただけないか。かなり具体的に、これを実施するというかたちの表現にしていただけないだろうかというのが発言の趣旨でございます。よろしくお願いたします。

野城座長：ありがとうございます。私もごく短期間、霞が関にいましたので、「可能な限り」と入れるとこれが免罪符になって、あまり実施が少ないので、むしろ「可能な限り」を取って、なぜできないのかを説明してくださいというくらいの方が、本当は政策意図がはっきりするのですけれども、環境省でもかなり検討されたと思うのですけれども、「可能な限り」を取るとまずいのですか。

環境省：かなり小規模な施設もございます。その場合は、複数施設の一括発注といったところで利用を拡大することで、実施を行っていただきたいと考えているところではございますけれども、なかなかそれが、すぐにすべて義務化となると、対応が可能かと言われると難しいところがあるかと思ひまして、現段階では「可能な限り」と入れさせていただいたところではございます。

野城座長：もっとお詳しい方がいらっしゃると思うのですけれども、雑談ですけれども、昨日ある博物館を個人的に作られている方が警備会社から使いませんかと言われた時に、それなりに値の張ることを言われたのですけれども、自分で Web カメラとか様々なものを取り付けたら、警備会社だと月に 2、3 万円するところが、イニシャルコスト 1 万円で、後はスマホのアプリで十分に警備できるとおっしゃったくらい、今流量計もかなり安くなっていますよね。お詳しい方がいたら教えていただきたいのですけれども、この機会に業者が入らなくても、そういった計測のアプリを作れる人がいたらあつという間に広がる可能性のある方法だと思うんですね。だから、それを促す意味でも、できれば「可能な限り」を取ってもいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。先生方いかがですか。特に直接流量を図っている先生方からするとどうなのでしょう。例えば、税務署の総務課長が困ってしまって、できなくなるのか、その辺のあたりなのですか。あるいは出先の河川管理事務所とか、そういったところの人たちが困るかどうかというあたりなのですか。

百田委員：イニシャルコストはどんどん安くなっていくと思うのですけれども、誰が見るのかとか体制づくりの方が個人的には心配です。例えば、学校で計測するといった時に、先生がさらに負荷になるのかとか。その辺はケースバイケースで、今ご意見があったように、「すべきだ」というふうに口調はもっと強くしていただきたいというのは、私もお願いしたいところでございます。ただ、その方法をどうしていくのかというのは、いろいろな検討があつてしかなるべきというようなかたちになるのかなというふうに思います。

前川委員：ここで「可能な限り」を取っても、次で、具体的にはそれぞれの特性を踏まえて検討するということになっていますので、無茶なことを言っていることにはならないと思います。

野城座長：委員の先生方も、学校の先生方や、地方の出先の事務所にいらっしゃる方の大変さとかは重々わかっているのですけれども、たぶんそちらの方が、スーパーマーケットの店舗よりもコンビニエンスストアの店舗の方が多いのと同じように、圧倒的に数が多いところもございますので、そういう意味では、今、前川委員から助け舟を出していただいたように、「可能な限り」を取って、少し強度を高めても、逃げ道はあるのではないかという。学校の先生方に教育委員会が一枚かみだすと先生方が忙しくなって困るということはないのではないかということなのですか。

環境省：ありがとうございます。書きぶりを検討させていただきますけれども、できるだけこういった取組が進むような、「可能な限り」と言うとあまりやらないところが増えてしまうということは、確かにご指摘のところがございますので、もう少しこの取組を進められるような書きぶりを検討させていただきたいと思います。

赤司委員：今の話の流れですが、エコチューニングという言葉が前回と比べると少なくなっているように思います。エコチューニングの事業をせっかく立ち上げているので、

ここにエコチューニングという言葉位置付けて推進してもらえればと思うのですが、いかがでしょうか。ESCO もひとつのビジネスですし、エコチューニング事業もビジネスです。もっと前面に出してもいいと思いますが。

環境省：エコチューニングの具体的な取組については、解説資料の中で事例として紹介をした上で、取組の推奨をしていきたいということで、基本方針の中では「専門家の活用」といった言葉でそういったことを読めるように、反映してきたところでございます。

時田委員：エコチューニングは技術者の育成も大事だと思うんですね。データを取り、検証するのですけれども、実際にそれを分析する技術者の育成が大事なと感じました。

野城座長：ご検討いただきたいと思います。環境省の応援的な発言を申し上げているのですが、これからまだまだ現役で行政のお仕事をされると思うのですが、今まで各官庁でいろいろな良い施策を出すのですけれども、課長が変わると急に熱心でなくなるという施策も過去あったんですね。そういうことを心配されていて、もし担当者が変わっても、ステディにエコチューニングをやっていくというメッセージを出すべきではないか、そういうような応援的なことで申し上げているというふうにご理解いただきたいと思うんですね。それから、予算がなければエコチューニングの扱いができないわけではなくて、時田委員がおっしゃったようなことについては、民間の人たちに資格のある技術者を育成するような仕組みをつくるようなことを先導することで、予算がないからできないではなくて、環境省が口でリードしていただければ、良いことですから、民間の方でも第三者性のある資格制度というのを作ってくれると思うので、それも念頭に置いていただけるとありがたいなと思います。

前川委員：エコチューニングの技術者制度はすでにあります。環境省が運用されています。

野城座長：それであれば、社会的に認知できるように。

前川委員：技術者がいる職場は、そういう事業所としても認定されるという、きちんとした仕組みがあります。

堀口委員：技術者の制度は、1種、2種ということで資格制度も作って、資格者も排出しております。もちろん事業を進めることもあるのですが、そういった目を持ち、資格を持ち、勉強した人間が発出していくというのが、やはり一番のポイントになっていると思います。

野城座長：資格があり、かつ百田委員がおっしゃったように現場では潜在的なニーズがあるということで、そこを結び付けていくことで、今日議論している内容が実行性を持っていくということになりますね。かたや潜在的ニーズがあり、かたや資格が作られているということですから、その一押しをというのが委員の先生方のご意見かなと思います。

時田委員：現場で新採用の人を、まず最初に中央管理室にみんな配属する。1年とか。そういうことをやっているところもありまして、教育、育て方という意味で苦勞をして

いる感じもあります。

野城座長：感じとしては、ニーズとしてはこんな感じなんです。地方の県庁所在地にある空港でも、これを専属でやっている人は2人とか3人のスケール感なんです。そんな感じなのですが、世の中全体で考えたら、すごくたくさんいるという感じですし、中小企業だったら集団運用で、1人の人が10棟、20棟面倒見ていただくということで初めて成立していくような、そういうくらいのスケール感だと。それでも圧倒的に現状数は足りないという認識でいます。それでは、維持管理については、そういったことでよろしゅうございますか。続きまして「③建築物の改修に係る契約」ということで、いかがでございましょうか。

前川委員：資料2のスライド18にも「可能な限り」というキーワードがありますので、そこも特段の理由がなければ削除すべきではないかというのが1点でございます。それからスライド19ですが、スライド20にも関係しますけれども、前回の時田委員のご発言に対する私のコメントにもありますように、環境配慮契約法の基本方針には、国および国の機関はESCOを積極的に採用すべきとあります。ですから、補助金がないから国が採用しなくていいというのは言い訳にもならないということだと思います。そういう趣旨で、スライド19に「ESCO事業は独立行政法人等においては用途により一定程度の導入が進展」とありますが、一方で国がまったく採用していないという事実はきちんと書いていただきたいと思います。それは同じようにスライド20もですね。「独立行政法人等への普及促進策として」と書いてあって、独立行政法人だけに普及させればいのように読めますので、これは法律の趣旨からして、「国」というキーワードがないとまったく意味のなさないことになるのではないかとこのように思います。それから資料3でございましてけれども、このようなかたちで資料ができてしまうと、いかにも後で直したように見えてしまうのではないかと思います。つまり、ESCO事業の話が一番最初に出てきて、実際に中身は何かというと3ページに書いていますということで。冒頭のESCO事業に関する部分は、3ページの③のアに書いた方が素直に読めるのではないかと思います。

野城座長：今のことは編集上の取り扱いですね。場所ですね。

前川委員：一方で、今回の建築物に係る契約で、今回消された「可能な限り幅広く導入する」というキーワードについて言うと、前回の議事でも話しましたがけれども、環境配慮契約法上の設計でないものもけっこうあるし、環境配慮契約法上の維持管理でない契約もけっこうあるし、今回もESCOとかその他改修事業についても環境配慮契約法上ではない省エネ改修もあるという前提でできていると思うんですね。そうだとすると、3.の一番最初の基本的事項に書くべきことは、設計であっても、改修であっても、維持管理であっても、「可能な限り」ではなくて、基本的には環境配慮契約法上の設計、維持管理、改修を心掛けるべきとか、目指すべきとか、そういうことが削除された部分の代わりに入ってくるべきものではないか、ということござ

います。

野城座長：最後の点については、①、②、③を束ねる前の方にそういうことを入れるべきということですね。

前川委員：資料 3 の冒頭に。

野城座長：冒頭にそういう包括的な文章があった方が、各論で繰り返して述べるよりも包括的でいいのではないかという、編集上のご提案ですね。ちょっとご検討いただけますか。全体を読み通して整えられれば、それはそれでいいなと思いますので。まず 4 点目について、どうですか。

環境省：法律の中で、ESCO というのが一番最初に掲げられているところでございます。ESCO 以外のものにつきましてはその他建築に係る契約ということで書かれておまして、3.、4. というのは法律の順番と揃えさせていただいたという整理でございます。ESCO を 4. に下げってしまうと、法律として 1 つ項目があるものが、建築に係る契約の中の 1 つに紛れ込んでしまうというところがありまして、法律の中で ESCO が明確に位置付けられているところでもございますので、できれば 3. につきましては ESCO に関する記載として、1 つの大きな項目として残させていただいて、構成としては 4. の建築に係る契約の中で、3. を引用するかたちとなってしまいますけれども、そこで建築物全体のところを説明するというふうにした方が、法律との齟齬がないというところは考えているところでございます。解説資料の中では、この順番では見る人にとってわかりづらいところもございますので、先ほど申し上げました構成でレイアウトする方が、法律とは整合がとれるのかなと考えているところでございます。

前川委員：その中には、可能な限り法律に基づいた設計と改修と維持管理がなされるべき、という趣旨は書いていただけるのでしょうか。実施率が低いというのが、すごく気になったのですが。

野城座長：立法趣旨に沿ったという感じになりますよね。法律の条文に沿ったというよりは、そもそも環境配慮契約法を作る趣旨であった立法趣旨に沿ったかたちでの設計、維持管理、改修がなされるということは、当然ある。田中補佐のご説明から私なりに理解したところを申しますと、実務者に言っている言葉とともに、政府がすでに出していて、なかなか変えられない法律で最上位の文章と、実務文章をつなぐ役割として、この書き方があるようでございますので、ご理解いただければと思います。

赤司委員：確認なのですが、環境配慮型プロポーザルというのも、2. あるいは 1. に位置付けられているということでしたでしょうか。

環境省：現状は、ESCO 以外の設計につきましては、4. のその他建築の中で設計という項目がありまして、その中でプロポーザルについて触れているというかたちでございます。

事務局：資料 2 のスライド 29 に体系を示しております。

赤司委員：現行の基本方針の 1. や 2 何の項目でしたでしょうか。

環境省：建築以外の項目がございます。

事務局：法律上、建築、その他という整理になっておりまして、そこに例えば産廃処理などが入っています。

環境省：今、環境配慮契約法に関する 3 つの類型がございますので、その建築に関する以外のものが 1 と 2 に。

赤司委員：野城座長にご担当いただいているものがありますよね。

野城座長：以前までは、環境プロポーザルの推進をするグループとして。

赤司委員：それは建築に限らず広くという。

環境省：4 (1) ①の中に環境配慮プロポーザルが位置付けられております。

赤司委員：4 (1) ②の維持管理はありますか。

環境省：平成 30 年度に新たに維持管理に関する内容を位置付けております。

野城座長：法改正をしていますか。

環境省：法改正はございません。基本方針の見直しという中で、ESCO 以外のその他建築の契約というところが 4 で整理されておりまして、その中の設計が、環境配慮型プロポーザルとなっています。

赤司委員：この検討の前にワンクッションあったということですね。

環境省：維持管理の位置付けはございました。

赤司委員：了解しました。少し混乱していたものですから伺いました。

野城座長：これは川口順子先生をはじめとした議員立法だったので、他の法律に比べると書きぶりが違って、議員の先生方が書いて、その後環境省が主管官庁になった経緯があって、議員立法ならではの、他の法律に比べるとある意味では隙間があるような基本方針を作られて、それを維持しながら、せっかく作られた法律の主旨が生きるように見直しをされている。その時に筆がすべると、またそれを変えるとなると大変なことになりますよね。その辺はできれば、毎年実情に合わせて考え方を変えることによって、実行性を上げていこうということだと思います。

前川委員：もう一度確認ですけれども、今の建て付け上、3. は省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項でなければならないということですよ。

環境省：なければならないということではないのですけれども、法律の順番と整合させた方が混乱が少ないのかなと思ひまして、そこは整合させたいと考えているところがございます。

前川委員：今回の見直しで、省エネルギー改修事業というのは、ESCO と ESCO 以外の 2 つできるというふうにするわけですよ。

環境省：はい。

前川委員：そうだとすると、今の削除された部分の下の部分も変えてもいいわけですよ。場所など含めて。それはだめなのですか。

事務局：考え方として二通りあると思います。Webの方には配っていませんので申し訳ないのですが、冊子の202ページを開けていただきますと、第5条の基本方針というところがありまして、第2項が次に掲げる事項について定めるということで整理されております。1号、2号がありまして、2号のところで電気の供給を受ける契約、イですね。ロで使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約、3でいわゆる省エネルギー改修事業、ここはすべて光熱費で賄うということでの省エネルギー改修事業ということですので、いわゆるESCO事業ということもここで位置付けられるという整理になります。

前川委員：これは法律に記載されている定義ですね。

事務局：はい。第4号のところで建築物に関する契約その他ということで、上に掲げる以外のものという整理になっていまして、今回ご提示したのは体系を変えずにということでお示ししたということでございます。

前川委員：わかりました。ありがとうございます。

野城座長：今ご説明があったのは、平成19年の法律第56号という環境配慮契約法の条文について解説させていただきましたので、Webで参加されている方、必要があったら確認していただきたいと思います。

前川委員：もう1点ですけれども、今回青字を削除するということで、ESCO事業を可能な限り幅広く導入しなくてもいいということになってしまうんですね。一方で、ESCO事業以外の省エネ改修もあるから削除したというお話ではないかと思うのですが、そうだとすると、先ほど申しましたように、環境配慮契約法上ではない改修はできるだけやめるという趣旨のことをここに書くべきではないでしょうか。

環境省：この記載は、削除というわけではなくて、今までは改修に関してはESCOをするか否かということで、ESCOをする場合は環境配慮契約法の中で位置付けられているというところで、幅広く導入するものということで、検討を行うようにこのように記載をしているところでございます。当然、省エネルギー改修の中でESCO事業が成立しないような事業というのが多々ございます。その場合に、ESCOを検討した場合、それ以外ESCO事業が適さないものについては環境配慮契約法に基づいて検討を行うこと、というふうに位置付けるために、3ページのところで、ESCO事業、あるいはその他の省エネルギー改修事業を施設の実情等を踏まえた上で適切に選択を行うこと、という書きぶりをしております。ですので、1ページのところで記載していたものがなくなったというわけではなくて、選択肢の中に組み込まれている。

前川委員：「可能な限り幅広く導入」というのは削除されてしまうわけですね。

環境省：そうですね。選択するものという中で読まれるようになります。

前川委員：それは、ESCO以外もあるから、ESCOだけを「可能な限り」と書くのは変だという理屈ではないかと思うんですよ。

環境省：ESCO が適切なものについては ESCO を選択すべきだと考えておまして、それが適切な選択であると考えております。

前川委員：その 2 つを可能な限り採用すべきなのではないですか。環境配慮契約法によらない省エネ改修をのんびりだりとしてはいけないという趣旨を書かなくていいのでしょうかということなのですが。

環境省：ESCO 事業以外のその他の省エネ改修事業を選択することとした上で、環境配慮契約法の中で考える省エネ改修事業というものの考え方を示しておりますので、その中では方向性がお示しはできているのかと。

野城座長：環境配慮契約法の趣旨としては、排他的なものではなくて、できるだけ立法趣旨に則って、それぞれの身の丈に合うかたちで、省エネ改修なりをしていきたいと思います。環境配慮契約法の趣旨に合わない省エネ改修というのは想定しづらいところがあると思うんですね。

前川委員：ただ余地はありますよね。環境配慮契約法の趣旨に合わない省エネ改修が実施されてしまう余地はありますよね。

野城座長：できるだけ幅広く、ESCO 以外の省エネ改修についても認知していこうというのが今回の趣旨ですので、幅広くしていこうということですから、それ以外のことを今年議論したわけではないので、むしろ範囲を広げていこうということなので、そこまで踏み込んで書くというよりは、私は基本的には今日の事務局の案でいいのではないかと考えています。

前川委員：資料 3 の 3 ページに、その他の省エネ改修事業に係る契約と言うことで要件が書いてあります。これがあるからいいでしょうということになりますね。

野城座長：このことをガイドラインにのってやっていこうという考え方だということとを環境省が提案されていると理解しています。

前川委員：そうすると、ここの書きぶりが重要で、③のイの中には、先ほど「可能な限り」を削除しようという話がありましたけれども、同じように「努める」とか「必要に応じ」とか「検討する」という逃げがいっぱい書いてあります。このあたりをできる限り逃げられない表現にしておく必要があると思います。

野城座長：そこはぜひ検討いただきたい。3 ページの 3 つある中の、「エネルギー管理機能の拡充について検討するものとする」というよりは、「エネルギー管理機能を拡充する」と書いていただいた方が、拡充の度合いというのは実情に合わせていろいろあると思いますけれども。検討するとなると、検討するだけで拡充しないものも含まれてしまうようになってしまうので、ここだけは少し語尾を注意していただけないかなと思いました。

原委員：今の議論なのですが、過去だと ESCO 事業を最優先にして、可能であれば ESCO 事業を導入していくということを強調しているわけですね。ですけれども現行の案だとすると、ESCO 事業とそれ以外の改修事業というのを、ESCO というのが法



律に位置付けられているのですけれども、それ以外の省エネ改修というのもこの法律に位置付けて、ESCO 事業とその他のものというのも同列なかたちで、何らかのかたちで省エネ改修事業を導入するというふうに言っているのが、3 ページの③の1 番目ですよ。その時に、ESCO 事業をあまり推進しなくてもいいのではないかとか、ESCO 事業の代わりに適当に省エネ事業をやればいいのではないかと、というふうに読めるというのが、前川委員の懸念というようなかたちですよ。そうすると、前のところを生かして、可能な限り幅広く導入するものとする、ただ導入ができない場合などについてはその他の省エネ改修事業を行うものとする、というふうな書きぶりがここの導入の趣旨なのかなと私は思いましたけれども。

野城座長：原先生に整理していただいたのが論点だと思います。前川委員のご懸念も踏まえて、ご検討いただけますでしょうか。私としては今の文案でもご懸念なくていいのではないかと思いますけれども、原委員も、そこはもう少し丁寧に書いた方が誤解がないのではないかとのご意見だと理解いたしますので。

原委員：そうでございます。

前川委員：ありがとうございます。

野城座長：そういう逆の読まれ方をしないように。ご懸念があるということがご意見の趣旨だと思いますので。

環境省：ありがとうございます。

野城座長：裾野を広げようとしたという趣旨はみなさん理解しました。その書き方によっては、ESCO はどうでもいいと取られてしまうというご懸念があるので、その辺を表現上どう工夫するかということで。文章の表現をここで考えるのは時間がないので、作文でできませんけれども、そういうご懸念があったことを踏まえたかたちでご検討いただければと思います。お願いいたします。前川委員がおっしゃった独立行政法人の方の話は、4 日の委員会まで時間がないのですけれども、想像すると、独立行政法人の方はある程度予算を持っているので、ESCO をするための財源の多さではなくて、会計上のやり方として、できやすいところがあると思います。国の方だと目的が主になったりして、ESCO という予算立てをしないとなかなかできないところがあると思うんです。少ないということについて、わかる範囲で、なぜ国の方が少なく独立行政法人ばかりなのかということについて、すでにみなさんが把握している事実があれば書いていただきたいと思います。なければ、先ほどおっしゃったような誤解がないようにしていただければ。誤解というのは、国がやらなくていいと取られないように、資料 2 の方の記述をしていただければと思います。官庁本体は、予算として ESCO と明示的に取らないとできないのではないのでしょうか。独立行政法人の方は、経理上の扱いがもう少しフレキシブルなので。

前川委員：20 年もあったわけなので、その予算措置をすればよかったですよね。

野城座長：予算というか経理措置ですね。

前川委員：経理措置も含めてです。この法律に基づいてやると書いてあるのに 20 年間やっていないというのは、言い訳にしかならないのではないかと思います。

野城座長：どちらかと言うと、パイロット的な感じではなくて、日常の光熱費の払い方として経常的にできるということですよ。改修工事費用としていちいちとなると、やはり予算要求を出して認められなければという感じだと思います。独立行政法人の方は、良いことがあるのであれば、何年で元が取れるのであればできるということで、比較的手元にあるお金があるので、それでやっていけるというところがあるものですから。そこはまた改めまして。それでは続きまして、「建築物に係る契約に関する契約類型間の連携による相乗効果の発揮」につきまして、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

赤司委員：スライド 26、27 が非常に重要で、ぜひコミッショニングというキーワードを入れてくださいと前回お願いをして、今回そのように修正いただいたのは大変ありがたいのですが、スライド 22、スライド 25、他のところにもありますけれども、「OPR を通じたコミッショニング手法の適用」という文言になっていて、それが若干誤解されると感じています。「OPR を通じた」とあるので、OPR がコミッショニングの外にあるようなことになっています。それから、コミッショニングを手法と言っているのは少々間違っていて、コミッショニングプロセスを適用すると言った方がいいです。コミッショニングプロセスの中で、ESCO を採用するという関係者間の合意ができれば ESCO が採用されますし、エコチューニングをやろうということになればエコチューニングができます。ESCO やエコチューニングとコミッショニングプロセスは対立する概念ではなく、むしろ相補的な概念です。スライド 26 には「コミッショニングプロセスの仕組み」と書いてあるので、そういう位置づけでコミッショニングプロセスを捉えていただいて、誤解されないような記述に修正いただくのが良いと思います。

野城座長：今のご意見は、資料 2 の変更とともに、資料 3 の方ではどうでしょうか。

赤司委員：資料 3 にはそういうものは入っていないのですが、入れるのが難しいということであれば、「連携による相乗効果の発揮」というのがわかるように、どこかにきちんと記述いただくというのがいいと思います。

野城座長：理想を言えば、資料 3 に書いてある基本的事項の 3. のところに、今おっしゃった趣旨のことが総論的に書ければいいけれども、書けない場合でも、解説資料の中で、コミッショニングがまずありきで、そこから分岐していくということが、実務者に明確にわかるようにしていただけるといいということですね。

環境省：ありがとうございます。今のところは、基本方針の中で「専門家等の活用」ということで大きく書かせていただいておりますけれども、コミッショニングのプロセスの考え方につきましては、解説資料の方で。書きぶりについては、作成した上でご相談させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

野城座長：ありがとうございます。

時田委員：赤司委員がおっしゃるように、手法と言うとなかなかわかりづらいので、プロセスと言った方がわかりやすいですね。

野城座長：そうですね。手法という特別な感じではなくて、普通にやる業務プロセスである。これからこういう業務プロセスを普通にやっというふうなことになりますので、おっしゃるとおりですね。そこは基本方針の方でも。手順でもプロセスでもいいのですが、そういうようにしていきましょうということは頭出しだけでも、単語としてプロセスもしくは手順という言葉が基本方針の中にあると、解説資料もそれを踏まえて書きやすくなると思いますので。特に 3. のところですね。先ほど前川委員から、ここに書いている ESCO に関しては後ろ送りにしてもいいのではないかとご提案がございましたけれども、そのあたりで、専門家の活用もプロセスの一部だと思うんです。それぞれの役所の人たちが、素人かもしれないけれども、コミショニングするプロセスがあって、その中で ESCO にするのか、エコチューニングにするのかというのは発注者でなければ決定できないと思いますので、主語としては、プロセスというのは役所の中のプロセスで、その人たちが専門家をプロセスの一部として活用し、その方法が ESCO だったり、その他の省エネ改修だったりするという意味になるようにするには、手順とかプロセスという言葉がどこかに入らないですかね。基本的事項に書いている中で、手順とかプロセスという言葉が入ると、うまく整理がつくかたちになると思います。

環境省：4. (1) 建築物に関する契約というところで、建築に関する全般的な方向性を書かせていただいているところがございます。その中で、今のところ、「ライフサイクル全般において～」というところで、専門家等の活用を含め書かせていただいているところがございますけれども、この中で手順とかプロセスといった言いぶりというのは。

野城座長：専門家の活用というよりは、こういうプロセスを定め、その上で専門家の活用をします。

環境省：コミショニングそのものの単語については、できれば解説資料の方で書かせていただきたいと思いますのですけれども、プロセスとかそういった書きぶりで、そこにつながるようなかたちで対応させていただきたいと思います。

野城座長：ありがとうございます。資料 2 を見ながら議論をするように調整してはいたのですが、資料 3 についても合わせて議論してきたところがございますけれども、改めて、特に資料 3 をもう一度ご覧いただき、何かございますでしょうか。これが 11 月 4 日に出て、いろいろご意見いただきながらブラッシュアップされて、来年できれば実施したいという内容でございます。いかがでしょうか。

時田委員：2 ページに「エネルギー消費量等のデータ計測・分析等を介した各段階における対策・取組等の効果的な連携」とありますけれども、これは「データ計測・分析等

に基づいた各段階における対策・取組等の効果的な連携と評価」ではないかと思えます。

環境省：ご指摘のとおりに修正させていただきます。

野城座長：今のご指摘のところの文言なのですが、百田委員や赤司委員に伺いたいのは、実は技術者は「エネルギー消費量」は使わないんです。エネルギー不滅の法則があるので。「エネルギー使用量」と言うんですね。一般の人たちにとっては消費量というのはよくわかるのですけれども、政府の文書でどちらにするか、確認していただいた方がいいのではないかなど。一般市民感覚では消費量そのものなのですが、技術者は使用量と。要するに、エネルギーを使用しても、物理則の中で様態が変わってくると思うので。先生方どうでしょうか。

百田委員：私はケースバイケースです。おっしゃることはよくわかります。

野城座長：これはターミノロジーですから、ちょっと調べていただいて。他の用例もあると思いますけれども。

環境省：関係計画でどういった使われ方をしているかを確認した上で、そこは正誤が出ないようにしたいと思います。

野城座長：その種のことを言うてくる人がいないとも限らないので。

赤司委員：今のようなターミノロジーに関して言えば、最近は脱炭素という言い方が良くないと言われ、カーボンニュートラルに用語を変えて説明をすることが多くなってきましたが、いかがでしょうか。

野城座長：その辺もちょっとご検討いただけますか。カーボンニュートラルの方がある意味では正しいですね。脱炭素と言うとCがどこかに行ってしまうのかなという感じですね。

赤司委員：脱炭素という言葉の中にも当然カーボンニュートラルという概念が入っていると私は思っているのですが。

野城座長：それは環境省というよりも、政府の方で。

赤司委員：いろいろな方々から。

野城座長：ただ、その種のことが、自然科学とか物理学の人たちがいますので、一応政府のターミノロジーを確認された方がいいのではないかというお話ですね。

環境省：使いぶりとしては、カーボンニュートラルを見据えた上での脱炭素化に向けた取組とか、脱炭素社会の実現とか、そういった言いぶりはしているところでございます。この中でも脱炭素化という書きぶりは、我々環境省で出している方向で、特に違うことはないと思いますが、問題がないか確認させていただきます。

前川委員：先ほど原委員に助け船を出していただきました。くどいようで恐縮ですが、資料3の「可能な限り幅広く導入するものとする」というのが削除されて、環境配慮契約法上の契約についてもこのような表現を書けないということであれば、原委員が言われたように、「それができない場合には」とか「それ以外についても」という趣

旨をぜひ入れていただきたいと思います。二度目で恐縮です。

野城座長：それは承らせていただいて、少なくとも原先生がおっしゃったように、誤解のないような表現にするということはここでの合意にしたいと思いますけれども、文案については事務局に引き取っていただきたいと思いますので、ご了解ください。他にはいかがでございましょうか。もしお気づきの点があれば、11月4日まで若干時間がございまして、いただきたいと思いますのですが、次の議題に移りたいと思います。資料4は、資料2、資料3を受けた基本方針解説資料の構成案になります。ご説明いただけますでしょうか。

環境省：(資料4説明：省略)

野城座長：みなさんにご意見をいただく前に、今日審議した事項を反映していくということで、設計については、設計の中に計測する仕組みをちゃんと置いていきたいと思いますという話と、長寿命化ということについて読み込めるようにするという話を盛り込んでいただくということと、スライド4にエコチューニング、コミッショニングがありますけれども、コミッショニングプロセスを最初に総論で述べてもらった上で、設計、維持管理、改修がぶら下がっているようなかたちの中で、スライド4のコミッショニングを、その流れの中でここに位置付けるのかとか、この内容をどこに持っていくかということは、今日の議論を踏まえて、一度ご確認いただけたらと思います。内容としてはこの内容がどこかにくるのでしょうかけれども、今日のみなさんのご意見を踏まえると、場所が行ったり来たりすると思いますので、それは事務局の方でやっていただけるという前提で、それに加えて、ご意見をいただきたいと思います。

赤司委員：スライド4の「コミッショニングに係る情報提供」はない方が混乱しないと思います。むしろⅡ-1をしっかりと記述することが大事だと思います。その方がわかりやすいと思います。もちろん維持管理もコミッショニングプロセスの中に入っていますので。

野城座長：Ⅱ-1に移していただいて、体系的に書いていただく方がわかりやすいだろうということですね。Ⅱ-1は、そこにまとめて整理立てて書くということがわかりやすい解説書になると思いますので、特にそこはご注力いただけたらと思います。そこから後ろの方に各論が分岐して、内容を踏まえた部分がそこに書かれているかたちだと思いますので、ぜひお願いします。

百田委員：参考資料のスライド24、25のレベル3、4なのですが、スライド26の表を見ると、熱量計量計画と熱量を取っているんですね。エネルギーを使ってできた熱のことを書いていて、これが効率を出す上でマストでして、レベル1、2はこれだけ使った、何に使った、までしかわからないので、チューニングするレベルが3から急に上がるんです。そう思ってスライド25を見ると、これは消費量、使用量しか見えていない図になっています。ぜひ熱量を取るという図に考慮していただければなと思

います。コメントです。

野城座長：できましたら、ここにこう書くとよいとか事務局にご指導を。お手数をおかけしますけれども、よろしいでしょうか。

百田委員：はい。やり取りをして。

野城座長：それが解説資料の元図になると思いますので、ぜひお願いいたします。ありがとうございます。続きまして、資料 5 でございます。今後の検討スケジュールについて、ご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

環境省：(資料 5 説明：省略)

野城座長：ありがとうございます。ご説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

いかがでしょうか。ないようでございますので、本日委員のみなさまから、非常に大事なご意見、ご指摘をいただきましたことを御礼申し上げたいと思います。建築物に係る契約の考え方や基本方針の改定案、参考資料を含めた解説資料につきまして、いただいたご意見を踏まえまして、事務局において、11月4日に開催される第2回環境配慮契約法基本方針検討会に報告することにさせていただきたいと思えます。スケジュールがタイトなところでございますので、ご趣旨を踏まえて、どのような資料を出しますかについては、大変申し訳ないのですけれども、取りまとめについては私の方にご一任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし) ありがとうございます。事務局と相談しながら、今日みなさまからいただいた趣旨が反映するように、取りまとめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の議題はすべて終わりましたので、この辺で終わらせていただきたいと思います。事務局には短い間に親検討会に向けて案を取りまとめいただくこととなりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。それでは事務局に進行をお返しします。

環境省：本日はみなさま誠にありがとうございました。座長よりお話がありましたとおり、委員のみなさまからのご意見を踏まえて、事務局の方で取りまとめさせていただきます。11月4日に開催されます親検討会に本専門委員会の取りまとめとして、ご報告させていただくこととなります。以上を持ちまして、第3回環境配慮契約法基本方針検討会建築物専門委員会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上